

国民健康保険運営協議会について

1 国民健康保険事業の運営に関する協議会（国民健康保険法 第11条2項）

国民健康保険事業の運営に関する事項（法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって（略）保険給付、（略）保険料の徴収その他重要事項に限る）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 市町村の国民健康保険運営協議会について

市町村の国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の運営に関する事項のうち、保険給付、保険料の徴収その他の市町村が処理することとされている事務に係る重要事項について、関係者により審議を行う場として設置されるものである。

このため都道府県による財政運営の下で、地域におけるきめ細かな事業の実施を担うこととなる市町村の国保運営協議会については、被保険者代表、保険医等代表及び公益代表の三者を必ず構成員とする。また、運営協議会は、市町村の執行機関の附属機関として位置づけられている。

3 国民健康保険運営協議会の組織及び任期（国民健康保険法施行令 第3条・第4条・第5条）

第3条3：市町村協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

5：都道府県協議会及び市町村協議会の委員定数は、条例で定める。

第4条：委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条：協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2：会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

4 飯山市国民健康保険運営協議会の委員の定数（飯山市国民健康保険条例 第2条）

市の国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- （1）被保険者を代表する委員 5人
- （2）保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人
- （3）公益を代表する委員 5人

5 飯山市国民健康保険運営協議会の委員選出の内訳

- （1）被保険者を代表する委員 5人

【慣例により、各地区の持ち回りにより推薦いただいております】

- （2）保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人

【医師会、歯科医師会、薬剤師会から代表者を選出いただいております】

- （3）公益を代表する委員 5人

【区長会協議会、社会福祉協議会、保健補導員協議会、民生児童委員協議会及び商工会議所から代表者を選出いただいております】

6 飯山市国民健康保険運営協議会の開催状況

飯山市国民健康保険事業に係る予算・決算及び保険税率等の審議、また医療保険制度の改正等により必要な都度開催されます。

令和2年度については、①令和2年6月（書面会議）②令和3年2月1日の計2回開催しました。

飯山市国民健康保険条例

目次

- 第1章 市が行う国民健康保険の事務（第1条）
- 第2章 市の国民健康保険運営協議会（第2条・第3条）
- 第3章 被保険者（第4条・第5条）
- 第4章 保険給付（第6条—第10条）
- 第5章 保健事業（第11条—第13条）
- 第6章 国民健康保険税（第14条）
- 第7章 罰則（第15条—第18条）
- 附 則

第1章 市が行う国民健康保険の事務

（市が行う国民健康保険の事務）

第1条 市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 市の国民健康保険運営協議会

（市の国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第2条 市の国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- （1）被保険者を代表する委員 5人
- （2）保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人
- （3）公益を代表する委員 5人

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は規則で定める。

第3章 被保険者

第4条 削除

（被保険者としなない者）

第5条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童で、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としなない。

第4章 保険給付

（一部負担金）

第6条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。）は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各

号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- (1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以降であって70歳に達する日に属する月以前である場合 10分の3
- (2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2
- (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の2
- (4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

第7条 削除

（出産育児一時金）

第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万4,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、これに3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（葬祭費）

第9条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行うものに対し葬祭費として、3万円を支給する。

（結核給付金）

第10条 被保険者である世帯主が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114条）第37条の2の規定による療養の給付を受けた場合は、当該被保険者に対し結核給付金として、当該被保険者が負担する額（法第52条に規定する入院時食事療養費に係る標準負担額を含む。）を支給する。

2 前項の規定により支給すべき結核給付金は、保険医療機関又は保険薬局に支払うことができる。

3 前項の規定による支払いがあつたときは、当該被保険者に対し結核給付金の支給があつたものとみなす。

第5章 保健事業

（保健事業）

第11条 市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談

(3) 健康診査

(4) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

2 市は、被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付のために必要な事業を行う。

第12条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。

第13条 被保険者でない者に第11条第1項の保健事業を利用させる場合における使用料については、別に定める。

第6章 国民健康保険税

(国民健康保険税)

第14条 市は、世帯主に対して別に定めるところにより国民健康保険税を課する。

第7章 罰則

(罰則)

第15条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求めてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。

第16条 市は、世帯主又は世帯主であつた者が、正当な理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは10万円以下の過料に処する。

第17条 市は、偽りその他不正の行為により一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免がれた者に対し、その徴収を免がれた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第18条 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和34年4月1日から施行する。

(条例廃止)

2 国民健康保険法の制定に伴う国民健康保険事業の応急措置に関する条例（昭和34年条例第1号）は、廃止する。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

3 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険

者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状がありその感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

- 4 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た金額（その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の3分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 5 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）
- 6 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状がありその感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、第4項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 7 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額を、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 8 前項の規定により市が支給した金額は、その支給を受けた被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

（以下省略）

飯山市国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）並びに飯山市国民健康保険条例（昭和34年飯山市条例第8号。以下「条例」という。）に定めるものを除くほか、飯山市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事項
- (2) 保険税の賦課方法に関する事項
- (3) 保険給付の種類及び内容に関する事項
- (4) 保健事業の実施大綱の策定に関する事項
- (5) 直営診療施設に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する重要事項

(会長)

第3条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(招集)

第4条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、市長から諮問があったとき、又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議招集の請求があつたときは、その諮問又は請求があつた日から15日以内に会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、市長に通知しなければならない。

(会議)

第5条 協議会は、条例第2条各号に掲げる委員の各1人以上を含む過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第6条 議長は、会議録を作成し、会議に出席した2人の委員とともに署名しなければならない。

(除斥)

第7条 会長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事項については、その議事に加わることができない。ただし、協議会の同意があつたときは、その会議に出席し、発言することができる。

附 則 (省略)